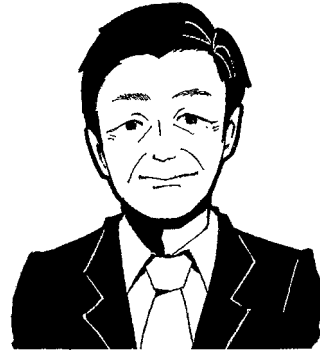


『私達が創る』未来の事業団

職員一体となつてこの二年を！

岩手県社会福祉事業団

理事長 水野 和彦



◎イラスト 好地荘 菊池未来子 生活指導員

今回は「誇りと自信」を再認識し、地域の方々の「未来への誇りとなりうる事業団」として、限らない地域福祉の向上を目指していきましょうと語りかけました。本事業団は利用者やその家族の方々、また地域の期待を担っておりま

す。その期待に応えるためには、私達自身、一人ひとりの職員が、自分達の日々の仕事の中から、自由な発想で「実践する力」を持ち進んでいくことが大切なことであり、地道な日々の積み重ねが、「事業団の誇りと自信を、新しい形を創っていく」と思っています。

1 事業団自立に向けた意識的な計画を、そして実践（効果あつての計画）

営改善検討委員会を設置し、職員の日々の業務を踏まえ、各検討部会の中でもいろいろな検討をしてきましたが、今やその内容を効果的に実践することが問われる時期です。ぜひ、「歩きながら考え実行していく」こととしましょう。

2 福祉サービスの向上と経営力は両輪（法人力の強化と法人制度改革）

特に、次の2点を実際に進めていきましょう。

(1)「福祉サービスの向上」…昨年11月から、「強行行動障がい支援検討会」を設置し、若手メンバー参加のもと事例検討を進めながら、先般その第段階としての報告書をまとめました。今後は、さらに「発達障がい」「高齢障がい」及び「触法障がい」の部会を設置するほか、利用者の方々のためにも「預かり金の適切な管理の徹底」を推進し、時代の変化に対応した利用者のサービス向上を図っていきましょう。

(2)これら新しいことを、しっかりと進めていくためにも、きちんとした現状把握と分析がその基盤となります。「施設個々の分析に」、その上で総合力としての「事業団全体の分析に」、の視点で、財務基盤のみならず事業の分析力を併せ持った経営力を蓄え、「法

人力」を強くしていきたいと思います。全国的に社会福祉法人の制度改革も動き出しました。これら法人力の強化が牽引しては、28・29年度に向けた社会福祉法人の制度改革の推進にも繋がっていくものであります。

3 「時代の本質」をとらえた事業団として（人材育成と組織力・経営力の向上）

この4月から、当事業団事務局に「経

営企画室」を設置しました。25年度に設置した「人材育成室」と併せ、事業団として誇れる福祉サービスの向上に向け、人財と事業・経営の両面を兼ね備え、また事業団の個性を基に各施設での地域ニーズに沿った事業展開、そして将来の事業団の柱としての人財を育成していかなければなりません。今年も、20名以上の新しい職員が採用されました。各職場で上司・同僚が日常の仕事の中で、また当事業団事務局からも施設を訪問し振り返りを行っております。ぜひ、職員皆でその立場立場の役割を着実に果たし、将来の時代を見据えつつ本質をとらえられる若い職員が、自らもその望みをかなえ育っていくことを楽しみに感じてほしいと思

社会福祉法人制度改革に係る 社会福祉法改正案の概要

主な改正内容	施行予定
1 経営組織の統制力の強化	
■ 評議員会を議決機関として位置づけ	H29年
■ 理事会は業務執行の意思決定機関に	
■ 規模が大きい法人へ会計監査人を導入	H29年
2 事業運営の透明性の向上	
■ 決算書、法人の事業の概要、役員報酬の基準等の公表に係る規定の整備	H28年
3 財務規律の強化	
■ 役員報酬の基準の作成、公表	H29年
■ 役員等へ社会通念上説明ができない特別な利益を与えることを禁止	H28年
■ 事業継続に必要な積立金等を確保したうえで残る内部留保の額を明確化	H29年
■ 内部留保が過剰である法人に社会福祉事業等へ再投資する計画作成を義務付け	H29年
4 地域における公益的な取組を実施する責務	
■ 事業を行うに当たって無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	H28年

(注) 施行予定は各年の4月1日からであること。

当事業団では、この制度改革の趣旨を踏まえ、経営組織の見直しや情報公開、内部留保の適正化、社会貢献活動の継続・強化などに、積極的に取り組んでおります。